船橋市公民連携審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会・地域課題の解決を目指し、事業者と市が事業の検討段階から対話を行い、双方の有する知的・物的資源等を結集し、優れた公共サービスの創出を図るための施策(以下「公民連携」という。)に関して、事業実施及び事業実施者の選定等の意思決定をするため、公民連携審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 公民連携による事業の導入の適否に関すること。
- (2) 特定の公民連携による事業に関する事業実施者等の選定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、公民連携の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (1) 委員長は、市長の職にある者を充てる。
- (2) 副委員長は、企画財政部を担任する副市長の職にある者を充てる。
- (3) 委員は、企画財政部を担任する副市長以外の副市長、健康福祉局長、建設局長、市長 公室長、企画財政部長、総務部長の職にある者とする。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、 副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。